

〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 りゅう呼吸器科内科

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)

② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人

☒その他

③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県下関市安岡本町2丁目1番22号

(3) 設立認可年月日 平成 9年 4月 24日

(4) 設立登記年月日 平成 9年 4月 25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評議員		
同		
同		

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所
病院	該当なし		
診療所	りゅう呼吸器科内科	3510115151	山口県下関市安岡本町2丁目 1番22号
介護老人 保健施設	該当なし		

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名		実 施 場 所
該当なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類		実 施 場 所
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 4 日

令和6年度決算の決定

様式2

法人名 医療法人 りゅう呼吸器科内科

医療法人整理番号 9 0 1 4 0

所在地 山口県下関市安岡本町2丁目1番22号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1 資 産 額	304,951 千円
2 負 債 額	11,004 千円
3 純 資 産 額	293,947 千円

(内訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		187,031
B 固 定 資 産		117,920
C 資 産 合 計 (A + B)		304,951
D 負 債 合 計		11,004
E 純 資 産 (C - D)		293,947

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地

(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

建 物

(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式3-2

法人名 医療法人 りゅう呼吸器科内科

医療法人整理番号 90140

所在地 山口県下関市安岡本町2丁目1番22号

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	187,031	I 流 動 負 債	11,004
II 固 定 資 産	117,920	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	38,988	負 債 合 計	11,004
2 無 形 固 定 資 産	565	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	78,367	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	288,947
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	293,947
資 産 合 計	304,951	負債・純資産合計	304,951

様式4-2

法人名 医療法人 りゅう呼吸器科内科

医療法人整理番号 90140

所在地 山口県下関市安岡本町2丁目1番22号

損 益 計 算 書

(自 令和 7年4月1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	166,708
2 事業費用	171,771
本来業務事業損失	5,063
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	5,063
II 事業外収益	8,561
III 事業外費用	
経常利益	3,498
IV 特別利益	
V 特別損失	1,760
税引前当期純利益	1,738
法人税・住民税及び事業税	322
当期純利益	1,416

様式6

監事監査報告書

医療法人 りゅう呼吸器科内科

理事長 劉 震永 殿

私は、医療法人 りゅう呼吸器科内科の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。又、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月23日

医療法人 りゅう呼吸器科内科

監事 劉 台永